

第六十三回
参議院商工委員会會議録第十号

昭和四十五年四月二日(木曜日)
午前十時十六分開会

通商産業大臣官
房審議官 成田 寿治君

出席者は左のとおり。

委員長 村上 春藏君
理事 川上 為治君
近藤英一郎君
山本敏三郎君

委員

赤間 文三君
井川 伊平君
平泉 涉君
八木 一郎君
阿具根 登君
大矢 正君
小柳 勇君
林 虎雄君
浅井 亨君
矢追 秀彦君
須藤 五郎君

国務大臣

通商産業大臣

宮澤 喜一君

政府委員

通商産業政務次官

小宮山重四郎君

通商産業大臣官房長

高橋 淑郎君

通商産業省化学工業局長

山下 英明君

通商産業省公益事業局長

馬場 一也君

事務局側

常任委員会専門員

菊地 拓君

説明員

本日の會議に付した案件
○ガス事業法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(村上春藏君) ただいまから商工委員会を開会いたします。
ガス事業法の一部を改正する法律案を議題とし質疑を行います。

質疑のおありの方は順次御発言を願います。
○阿具根登君 大臣に、この前質問が中断されておりまして、ちよつと変なかつこうになります。が、ちよつと皮肉になるかもしれませんが、このガス法案は前国会で出されて、そして衆議院のほうで修正になった法案が、今度はこれが原案として出されておる。そうなつてくると、政府の考え方と本心というのとは一体どこにあるだろうか、この点をお伺いしておきたい。

○国務大臣(宮澤喜一君) 聞いておりますところによりますと、いま阿具根委員の御指摘のようなことであるわけでございしますが、衆議院の商工委員会が各党一致で修正をされました点の点は、大体私どもが行政で考えておりました点の点を、むしろそれならば法律案の中にこの趣旨を取り込んだほうがよいというお考えに基づくものが多くございまして、その考えそのものには、もともと私どもも異存がございせんのでしたので、修正されたままで今度は法律案を提出いたしております。一点実体的に違いがあると思ひますのは、簡易ガス事業として規制する下限を私ども当初五十戸以上に供給するものというところで原案を出しておたわけでございますが、これが七十戸が適当であるという衆議院商工委員会の御意見で

ございました。この点は考えようによりましていろいろ意見は分かれるかと思ひますけれども、最近の団地造成などを見ますと、確かに一単位当たりの戸数が相当大きくなつておるような傾向もございまして、したがつてそうなりますと、簡易ガス事業も供給戸数がふえてくるわけでございします。で、七十戸と考えるのも、これも一つの考え方であるというふうには判断をいたしまして、したがつて、この点は実体的に前国会に提案をいたしましたものと異なるわけでございしますが、そういう判断のもとに七十戸として今回は提出をいたしました。それ以外の点は、先ほど申し上げましたように大体私どもが考えておたことをむしろ法文化しろという御意見、それとしてごもつものなことでありますから、そういういたしましたようなわけであります。

○阿具根登君 まあ七十戸とか五十戸という問題でどちらが正しいかという問題は相当議論のあるところだと思ひます。しかし、何かこの法律案が通りさえすればいいんだということであつた。たという考え方が私はしてならないですね。変な立場でものを言うようなんですけれども、たとえば労働省で一つの住宅をつくる。そうすると五十戸単位に管理人が一名ずつおるわけなんです。大体五十戸というのには非常に区切りもいし、一つのめどになる数字だと私は思ひます。七十戸がいいという、それは多いほどいい、中小企業を助けるために多いほどいいという政治的な判断でもつて、それならば七十戸より八十戸がいい、八十戸より九十戸がいい、これから大きな団地ばかり建つのです。七十戸というのに対する確固たるものがないならば、なぜ政府ははっきりした態度で進まないか、私は一つのものさしで見ると、は、やはり五十という数字は、日本の観念的な一つのものではあつたと、そういう考え方からやられ

ておつたならば、たとい今度修正になつても、政府はなぜ原案どおりに出さなかつたか。そういうふうな信念がない。確固たるものがなくて、そうして政治的に流されていくようなものであつたら、この法律は通りさえすればいいのだ、これはその数字だけじゃなくて全般を流れるものが、何とかしてこれを通したいというところに尽きてゐると私は思ひます。だから政府に確固たる信念がない法律案だと、私はこのように思ひます。いかがでしょうか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 土地収用法あるいは公営住宅法等で五十戸というものを一つの区切りにしておりましたことは、仰せのとおりであります。しかし、これは昭和二十六年ころの立法でございまして、おそらく当時のわが国のあり方を反映したものと考えます。このごろは、申し上げるまでもなく、最近団地の造成ということが非常に盛んになりました。したがつて一単位当たりの戸数も大きくなつておる。当時とは二十年もたつておりますから、世の中の動きも変わつてきた、したがつてというふうなお考えが衆議院の商工委員会にもおありになつたものと思ひます。そこで五十戸がいいか七十戸がいいかということになりますと、絶対的にこうだという本来どちらかに論拠があるものではないだろうと考えますので、まず一院ではありますけれども、国権の最高機関の委員会が全党一致で七十戸のほうが適当であるというふうな御判断であれば、いずれにいたしましても問題は相対的な問題でございまして、私どもはそれに対してはその御判断に従うのも一つの考え方だと思ひます。こゝろ思ひましたわけでございます。いづれにいたしましても、これは絶対的な議論というものはその間にあるとは思ひませんので、衆議院の委員会のお考えも尊重して、また時勢も変わつてゐるからというふうなことで判断いたしましたわけ

でございます。

○大矢正君 閣下。いま大臣が政府原案として去年の五十戸を七十戸にしてきたことの根拠らしきものを述べられておりますが、私も昨年のこの法律の審議の速記録を全部読みました。これは参議院はありせんから、衆議院しかないわけですが、そこで五十戸というものについての根拠は一体どこにあるのかという点に対して、当時の本田局長は、明確に理由を三点ほどあげて答えておられるのです。これは大臣の答弁じやございませぬから、事務当局の前本田公益事業局長が三點明確にあげられて答えておられるわけですね。それは根拠のないものではない、こういう根拠があるから五十戸にしたのだと、こう言っておられるわけですね。私は手元にありますが、念のために最初に、去年答弁をされた内容をここで説明をしてみたいと思ひます。それは私は五十戸より七十戸にしたほうが都市ガス供給者にとって有利であるとか、あるいは比較的力量のあるLP業者にとつては有利であるとか、あるいはもつと下ればそれが反対になるとかどうとかいう議論ではなくてお尋ねをしているわけですね。そういう政治的な配慮がなく、純粋な意味で法律論的に法律をつくる根拠となるべきものを中心にお尋ねしているわけで、その意味でひとつお答えしていただきた。本田局長が去年どういう答弁をしたか、まずお尋ねをしておきたいと思ひます。速記録に書いてあるとおり読んでくれればいいのであります。

○政府委員(馬場一也君) ちょっとここに速記録そのものを持ち合わせませんので、先国会当時、当時の政府委員から五十戸というものを原案にいたしました理由として御説明いたしましたことを申し上げますが、その当時衆議院に對しまして御説明をしておりましたのは、一つは、簡易ガス事業の下限を定める一つの理由といたしましては、消費者の企業選択の自由と申しますか、これはある程度以上の戸数がまとまって一つの事業者から、簡易ガス事業者から供給を受けることになりま

と、ある程度戸数が多くなれば、つまりそのサービスがうまくない場合に他に切りかえるという選択の自由についての意思統一が次第に困難になつてしまふ。その限度が大体五十戸というところではなからうかというところで五十戸にいたしました。つまり非常に小規模のものであれば、かりに相手方が、簡易ガス事業者が非常にサービスが悪いとか、ふくあというところであれば、いつでも切りかえる、そういう意思統一ができていい。五十戸以上ならばそれができにくくなるのではないかと、これが第一点でございます。

それから第二点は、国民経済的観点と申しましうか、ある程度以上の簡易ガス事業につきましては、それをやるのに相当の設備投資がかります。五十戸くらいでございまして大体設備投資百萬元というところでございまして、これはもし乱立をいたしますと、設備の過剰を招くということから申しまして、ある程度自由競争にゆだねていっても差しつかえない程度という規模をできるだけ少なくしたい。そのけじめが五十戸、百萬元という一つのものを一つのめどにいたしております。それが第二の理由であつたかと思ひます。

それから第三点は、ただいま大臣が申し上げましたように、他の土地収用法あるいは公営住宅法というような他の立法例に五十戸というのを一つのけじめにいたしました規定がございまして、それらをも参照いたしました。

この三つの理由から、政府原案としては当初五十戸ということをお案にいたしておつたと、こういう説明をいたしておつたかと思ひます。

○大矢正君 そういたしますと、結論的には五十戸が七十戸になつたというところは、五十戸の際にはある程度、絶対的というものはないにしても、ある程度の裏づけはあつたが、七十戸というものはそういう裏打ちというものは非常にしにくい内容のものである。しかし、政府案としては七十戸として出してきたのだ、こういう解釈になると思ひますが、その点はいかがですか。

○政府委員(馬場一也君) ただいまの三点を五十

戸の根拠として御説明を申し上げておつたかと思ひうのでありますが、ただいまの私の説明でも御了解いただけたと思ひますけれども、たとえば消費者の選択の自由、五十戸未満というような消費者の数であれば、ある程度意思統一ができていいという理由、それから国民経済的の見地から、一つの地点に對するいわゆる過剰投資を防ぐという点から見て、ある程度規模以上のものについてはそれを避けたほうがよろしい、この二つの理由は、これはいづれも言つてみればそういう形成的理由でございまして、たとえば常識的に考えまして、五十戸より七十戸のほうが、住民の意思統一が、数が多うございましてそれだけむずかしい、となるとこれは確かに考えられますけれども、それは五十戸以下ならば意思統一が非常に容易にできるけれども、七十戸以上ならばそれが非常にむずかしいということが、その絶対的に言えるかどうかという点もございまして、それから国民経済的の観点と申しますと、たとえば、五十戸ならば設備投資が百萬元、七十戸でございまして百五十萬元程度ということもございまして、これも国民経済的に申しますと、二重投資の弊といふことから見れば、むしろ百萬元のほうがそれだけメリットが多いといふことは言えるかもしれせんが、先ほど大臣から申しましたように、これは絶対七十戸であつては意思統一が困難である、あるいは過剰投資の弊がもう絶対的に大きいといふほどのことであらうかどうかといふことをわれわれ考えたわけでございます。それから、先ほど申しましたように、そういうことであるならば、いやしくも国会で四党共同でこれは七十のほうかよろしいかという意思決定をいただいておりますので、それが絶対的に困難であるといふことであらうかという判断をいたしまして、今回の案では七十戸ということにして提出をさせていただいたといふことでございます。

○阿貝根登君 まあ質問しておるほうが無理かもしれせん、大臣のほうでは、何だ、議院が、

第一院がこれをきめたのをそんないふくねでいいじやないかというふうなお考えがあるかもしれせんけれども、ならば参議院は要らないんです。参議院は要らない。どちらが正しいかということをおつてゐるんです。なら、大臣の先ほどの答弁で、あらゆるいままでの法律案で大体五十をめぐりにしてゐるんだ、君の言うとおりだと、しかし、まあ議院が七十にしたんだから、これは五十が七十になつてもたいしたことないんだと言ふならば、さらに、今度また大型のアパートができるんだと言ふならば、それなら百戸から百戸という区切りがあるんですから、なぜ七十にしたか。八十と七十とどこが違うか。六十とどこが違うか。やつぱりこういう問題は、慣行と、いままでの日本の考え方、それから現在の、先ほど言いました住宅管理にしても、五十までが一番やりいんです。だから百の場合は二人置く、こういうことが慣習になつてきているわけだ。百を一人でやれといふことはなかなか無理なんです。ならば政府は、五十のほうを正しいんですといふまで答弁してきたのは、政府のこういう基本的なものであつて、政府は五十と思つておると、しかし、議会の決定だからとおっしゃるならまたそれでいいけれども、七十でもいいんだと、たいした関係ないんだと、変わりはないんだと言ふならば、なぜ百にしないか。八十でなぜ悪いのか。かりに参議院で、そうだと、これから大型になるんだから七十じゃ無理だと、八十にしようじやないかといふこととだつたらどうします。これも参議院の御意見だから八十でもいいです、こういうことになりま

すか。これは信念がないかと思ひ、私は。だから衆議院でこきまされたからこつてきまして、いふところ、私は、何か政府が、衆議院でさえきめておけば参議院は何とかくつていくわい、こういうふうな安易な考え方じやなからうか。これは基本的な問題なんです。私は率直に言つて、これは中小企業その他の意見も加味せずに、一議員として、当然のこの法律のあり方として考えるならば、五十戸のほうが正しいんじやなからうかと

私は思うんです。しかし、それに固執するものじゃありませんよ。しかし政府そのものが、法案を出した人が、確固たる信念もなく、そしてその修正された法律案をさつと持ってきて、そして審議を頼むと言われるその信念のなさが私は腹が立つんですよ。いかがですか、大臣。

○国務大臣(宮澤喜一君) これはもともと五十あるいは七十、これは先ほど申し上げましたように、結局は相対的な問題であると思うのでございす。したがって、行政府としては、一応五十というところがいいところかなという考えで前国会に御提案をしたのだと私は考えますが、それに対して、国会の御意思ではございせんが、一院の、それも各党一致して、いや、それは七十のほうが適當であるという御判断でありました。いずれにしても、これが絶対的な問題でございす。私も、失礼でありますが行政府の意思を貫かなければならない場合があると思ひますけれども、少なくとも提案者としては、しかし、もととは相対的な問題でございすから、一院の、しかも皆さまで一致して七十のほうが適當であると立法院の一院のお考えであれば、特に、それでは行政上やっつけませんとか、あるいは消費者が被害を受けずとか、公益の見地上まづいところがあるとかということではございせんから、すなわちそういう御意見を聞いて、政府の考え方を改めた、こういうことではございす。

○阿貝根登君 そうすると、下限があつて上限がないというのは、これは一体どういうことか。上限はどういうふうに考えられておるのか。

○政府委員(馬場一也君) これは、この改正法の前提になりました総合エネルギー調査会ガスの部会の答申を尊重いたしまして、この立案をいたしましたわけではございす。その答申によりまして、ただいまその下限につきましてはいろいろ御議論ございまして、一応五十以上という御議論をいたしてありますが、同時に、その総合エネルギー調査会ガスの部会の答申は、五十以上大体千戸ぐらいまでというのが、簡易ガス事業の

メリットがあると申しますが、適當な範囲であらう、こういう御答申をいただいておりますのでございす。しかれば、その上限につきましても、千戸というのを法定すべきかどうかという点も検討いたしたわけでございす。法律論的に申しまして、このエネルギー調査会の答申は、一応千戸以上になりますと、ある程度、むしろ簡易ガスというふうな簡易なガス発生設備による導管供給方式よりは、むしろ都市ガス方式になじむのではなからうかということ、千戸という御答申をいただいておりますが、御承知のように、その技術というものは、年々やはり情勢も変わりますし、法律論から申しますと、千戸以上は簡易ガスでやっちゃいけないということを必ずしも法律で定めなくてもよろしいのではないかと。ただ、そういう御答申をいただいておりますし、われわれも千戸以上というふうな大規模のものになりますと、簡易ガス方式よりは都市ガス方式のほうで、方式としてはベターであらうという考え方を持っておりますので、もし千戸以上の大規模な簡易ガスの申請というものがございまして、ときには、ひとつ行政指導いたしまして、むしろそのくらいの供給事業ならば都市ガスでやったらばよからうではないかというふうな行政指導もいたしたい。その程度のことではよいのではないかと。ことで、あえて法律では上限をきめなかつたわけではございす。

○阿貝根登君 そうしますと、答申では千戸だということも私も聞いておりますが、簡易ガス事業というものは千戸までやっていると、千戸の集団というのですか、パイプを引いたそのガスが千戸もあるというならば、これは相当大きな企業でなければいかぬと思う。しかも、これには保安という重要な問題がくっついておるわけなんです。他の企業と違ふんです。そうすると、漫然と、上限がなく、そして七十以上はこれは簡易ガスだと、そして千戸以上はこれは答申もあつておることだからこれは一般のガスにせにやならぬだらうというふうな安易なものでいいだらうかと思

うんです。千戸ものガス供給者になったら相當なこれは大企業だと思ふんですね。で、漫然と千戸ぐらいいつたならば、これは考えなければならぬだらうというふうなものだらうかと私は思ふんですが、これは感覚として大臣いかがですか、千戸にガスを供給しておるといふ……。

○国務大臣(宮澤喜一君) 實際問題としては、そういうケースが出てまいりますと、これはもう都市ガスの体制で供給をすることが企業から見てもおそろくベイスをするでございす。千戸というふうな規模でなお簡易ガス事業でやるといふことは、私はあまり起こらないのではないだらうかと、その場合は都市ガスでやらないと申さずとも、おそろくそういう体制に企業が入つてくると思ひますけれども、なお行政の考え方としては、保安の点も確かにございすから、そういうものはもう簡易ガスでなくて、正式の都市ガスの方式でやらないかという指導をすることが適當であらうかと思ひます。

○阿貝根登君 わかりました。そこで、私が先般大臣にお尋ねいたしましたのも、こういう生活にもう密着して、電気の次にまできておるこのガスなんです。これを大臣は、千戸にもなればこれは企業として一般ガスでこれを規制しなきゃならぬだらうと、こういう考え方なんです。私は、大臣の気持ちとしてはわかりますけれども、先般來質問いたしておりましたように、私はこういうものを、こちらは一般ガス、こちらは簡易ガス、こちらはボンベの一本売り、こういうふうなことで処理すべき問題ではないんじやないかということ、この前も御質問申し上げたわけなんです。そこで、従来の一般ガス事業とは別に、簡易ガス事業という新たなものをおつくりになった。そうして公事業の規制をこれで行なうと、その理由をひとつお伺いしたいんですが、私の考えは当初申し上げましたように、こういうしは千戸までというふうな、先ほど千戸はだめだとおつちやつたけれども、千戸まで簡易ガス事業として認めなければならなかつた理由を私は聞いておる

わけです。○国務大臣(宮澤喜一君) それは簡潔に申しますと、そういう場合を野放しにしておいていいかどうかということに帰着すると思ふのであります。もとが公益事業的なものでございすから、消費者を第一に考えなければなりません。そういう場合に相當大きな簡易ガス——ここで簡易ガス事業と申すことになりましたが——そういうものが成長してきたときに、やはり公益事業的な規制が要るのではなからうか。従来のように野放しにすることはよくないのではないかと。いふことが、今回御提案しております根本的な私は理由だと考えます。

○阿貝根登君 そこで、やはり私が考えておりますように、おそろくこういう簡易ガス事業というのが一般地域の中で認められるようになってくると、まあ「みなす」ガス事業の問題にも触れていきますけれども、当然そういう線が強く入ってくるし、住民というものは、こういう危険なものであり、しかも安心して使えるためのもの、そのために、やはりより力のある人を望んでいくと思ふんです。力のあるところをですね。簡易事業よりも都市ガス、一般ガスですね。できれば電氣のように一つの大きな力、あるいはできれば水道のように政府の力、自治体の監督、こういうものをより望んでくると私は思ふんです。と同時に、また業者も自分の区域の中に七十戸以上のやつが二百になり三百になってくるならば、これは必ず一般ガス事業から大きな手が入ってくる。それで結局こういうふうなことに分けておると、長い目で見るならば、これは一つの地ならし的なものになつてくるんじやないかと思ふんです。ただ、この法律案を見る場合には、中小企業になるべくはみ出されないうちに、既得権を守られるようにという法律のように見えるけれども、これを流れておるものは、一つの大きな企業でもつちやなかなければならぬんだというところにこれはつながつてくるんだと、私はこう思ふんです。だから

一般ガス事業と、簡易ガス事業と書いたその理由は、ただいまおっしゃられた答弁だけでは納得しきれぬ、私はこう思うんですが、いかがですか。

○国務大臣(宮澤喜一) おっしゃいますように、理想的な形態としては、もう全国に都市ガスの供給網が生まれるということが、これが一番望ましい。その場合、それが大企業である必要は必ずしもない。どういう企業形態でもよろしゅうございしますが、全国にガス網が都市ガス方式でございまして、これはもう保安上からもさうでございしますが、それが現実の問題としてはなかなかそうまいりませんから、そこで一本売りから始まるわけでございします。一本売りでもいろいろ問題はございしますけれども、しかしこれが消費者の選考であり選択でございしますから、できるだけ高圧ガス等による保安を考えていく、一本売りは危いからもうガスはお使いなさるなどというわけには、これはまいらないであらう。しかしその次の段階で、相応今度は消費者、需要者がまとまってきたりすると、何十戸というような供給パイプを引きまして供給になるわけでございしますから、それが簡易ガスの部分に当たるわけで、これについてはもうある程度まとまってきたりしますから、高圧事業の規制をかけるのがいいのではないかと、この御提案の申し合せの趣旨であります。それが同時に、本来ならば都市ガス方式が普及することが望ましいのでありますから、従来都市ガス業者が、これは自分たちの供給の地域である、かなり幅広く領域を取りまして、その上に眠っているというか、すぐに供給計画もないというような場合は、これはもう消費者に非常に迷惑をかけますから、今後はそういうことは許さないと、具体的な計画があるというところでは許さないと、自分の供給区域だと、従来ばく然とかない広い領域を取っておりまして、これはもう制限をする必要がある、そうしてその地域は簡易ガスが入っていくことを奨励する、これは消費者のためになると思うのでございします。その二つの中間のところに「みなす」ガス事業というのが御指摘のようにあるわけで

ございしますが、これはもうあくまで一種の経過的な、経過的と申しますか、暫定的な措置になるわけにございします。つまり何年何月にはほんとうの導管を入れて都市ガス方式にいたしますけれども、とりあえずこれだけまとまっておりますから、ある期間簡易ガスでやることを認めてもらいたいという場合には、それが文字どおり暫定的なものであつて、都市ガスに移行するという具体的な計画がはつきりいたした場合には、暫定的にそういうものを認める、こういう考え方に立つておるわけでございします。

○阿具根登君 もう私の時間は来たようですから、この一言だけにしますが、いまの一般ガス事業ですね、いま大臣に御説明願いましたけれども、そこにも、私が先ほど御説明申し上げましたような一つのつながりがあるわけです。これはあくまでも中小企業で、たとえば一千から一千までの間を簡易ガスでこれを中小企業にやらせるんだという思想、その限りでは「みなす」ガスということはある得ないと思うんです。ところがこれを「みなす」ガスと申して、ここで、これは一般ガス、都市ガスにみなしますよということをやっていくというところは、当然一般ガスに全部なしていくんだという前提になつておると私は思うんです。それを何か中小企業を助けるんだというような名目で、そうして簡易ガスだと、こういうふうにおっしゃることが私には何かごまかしのようないやうな感じがしてならない。そうならば簡易ガスというものは一般ガスからどんどん追いついてくる大きな道をあけてもらつておる。だから政府が最初から、いやガスというものはこれは危険なものであり生活の必需品になつてきたんだから、当然こういうことをやるんだけれども、いまの暫定の期間でこれをやってくださいというふうな考え方なら、またそれに対する私たちの気持ちもここで質問になつてあらわれなければ、何か簡易ガスというのをつくつたのは中小を助けるんだというふうなことを書いておられますけれども、「みなす」ガスということから見れば、これは当然将来は一

般ガスにしていくんだ、こういうことにつながつておると私は思うんです。そうしてほとんどの簡易ガスというものは一般ガスになるべくなるようにするんだというのが法の精神じゃないかろうかと私は思うんですが、いかがですか。

○国務大臣(宮澤喜一) 私ども政策一般としては、中小企業がいわゆる大企業の横暴にあつて被害を受けるということは排除しなければならぬ、中小企業を助ければならぬという考え方は持つておりますけれども、しかし事が公益事業になりますと、結局公益あるいは保安といったような見地との妥協点を見なければならぬことにございします。でございしますから、仰せのように電力などは、これは大企業、まさしく大企業になつておりますし、中小企業がさうさう余地というものはございしません。ガスについても私は同じような問題があるであらうと思つてございします。あまり中小企業の保安責任等々、あるいは供給責任が十分に果たせないというふうなものに、いわゆる都市ガスのようなものをやつてもらいますと、これはいろいろなることになりまして、そこで、冒頭に申し上げましたように、結局ガス供給業というふうなものの理想は都市ガスが全国に網を張ることだ。こういう企業はえてして大企業になりやすいのではないかとおっしゃれば、私はさうであると思ひます。傾向といたしまして、しかし、それも公益事業でありましてから私はやむを得ないのではなからうか、こういう考えが基本でございします。そこで、しかし従来いわゆる簡易ガス供給をしておつたような人、それが都市ガスに取つてかわる、あるいは一本売りが簡易ガスに取つてかわるというふうなときには、従来の商権というものをどうやって補償するか、これは当然補償してやらなければこれこそ中小のほうは困るわけでございしますから、そういう補償については、原則としては当事者のお話し合いにまかせなければ、必要があれば調整協議会も乗り出す。その点ではその中小の保護という思想が確かに入つております。しかし一般論と

しては、公益事業でございしますから、消費者の利益、あるいは保安、安全というふうなものを、これを基本に考えるのがほんとうであらう、こういうふうな考えるわけでございします。

○浅井亨君 この法案は前にはだめだった。また今度出てきたわけでありまして、衆議院では公明党の各議員からいろいろ質問もありました。それについて大体のことだけは開きしたわけですが、けれども、なお重複するかもしれないけれども、一応大臣の御意見を聞きたいと思つております。

まず、この法案は消費者の保護の立場から検討されたものと思つておりますけれども、その重点は、結局業者規制ということになるのではないかと、思ひますが、この点を御説明願ひたいと思ひます。

○国務大臣(宮澤喜一) 御指摘のように消費者保護を第一に考えております。したがつて、都市ガス事業に対しても、あるいは今回の簡易ガス事業に対しても、供給業者をいろいろな形で規制をしなければならぬ。その点は一本書のボンベについてさうでございしますが、保安の観点から規制ということを考えておるわけでございします。

○浅井亨君 そこで、このガス事業者の大部分は中小企業者でありますから、そういう業者の規制に見合うところのいわゆる中小企業者に対しての対策はどのように考えておられますか。これが一番大事だと思うのです。先ほどもちよとお話ありましたが、中小企業者に対する対策というものは、消費者の保護が根本でありますけれども、中小企業者に対するところの対策が欠けておりますと、これはまずいと思ひますが、この点をひとつはつきりと説明していただきたいと思ひます。

○国務大臣(宮澤喜一) 規制を強化しなければならぬわけでございしますから、その反面で助成もしていかなければならないということになると思ひます。具体的には保安技術あるいは

○政府委員(馬場一也君) この調整協議会は通産局の区域ごとにつくられるわけでございますが、委員の数は七人以内ということになっております。この構成メンバーといったしましては、いろいろな方面の学識経験者、たとえば都市計画の専門家でございますとか、あるいは公益事業に関する

○須藤五郎君 もう一つ。日本のエネルギー資源として、この前の質問に對しまして、要するに原子力を考えたり重油を考える、それからもう一つ大陸だのの開発という問題に触れたらと思うのですが、その大陸だのの開発は何を目標にしておるのか、石炭なのか、重油なのか、ガスなのか、また、他のいろいろの鉱物を目標にしていらっしゃるのか、それからその見通しですね、大陸だのの開発を開始する時期とか、そういうものをどういうふうにお考えになっておりますか。

○国務大臣(宮澤喜一君) いまのところ具体的に検討を続けておりますのは、やはり石油が中心であらうと思ひます。でございますけれども、何分にも未知の分野でございますので、何が出てくるかということも正直なところわからぬことでございますから、将来のことは申し上げられませんが、これも、当面は、やはり石油を一番頭に置いておるようでございます。

○須藤五郎君 きょういただいたこの表をまだ詳しくは検討できませんが、この二ページを見ますと、「都市ガスの原料消費量の推移」という表の中に、石炭も入っているわけですね。それで、そのパーセンテージでいうと石炭が一番大きいように思ふのですが、そこで問題になるのは、この都市ガスの原料に使う石炭は、一般なのか、それとも原料炭なのか。それから年々日本本土の国産品がだんだん少なくなつていって、そうして輸入炭がだんだん多くなつてきて、四十四年度では国産炭よりも輸入炭のほうが倍以上ですね。輸入炭が六九・一%を占めて、それから国産炭が三〇・九、こういうことになっていっているのですが、この関係、私がこの表を見ると、ちょっとふしぎに思ふわけですね。こういうふうなガスをつくるのに、外国からなぜ輸入しなければならぬか。それならば日本の石炭を少しでもたくさん使う、国産炭をお使いになつてガスをつくらうかどうか、こういうふうな思ふのですが、大臣のお考えをお伺いしておきたいと思ひます。

○国務大臣(宮澤喜一君) これは一般炭じゃござ

いませんで、原料炭でございます。おそらく原料炭の供給に国内的な制約があるということと考えますが、いま政府委員から御説明いたします。

○政府委員(馬場一也君) ただいま大臣がお答え申し上げましたように、ガスの原料用炭は原料炭でございますが、国産の原料炭は御承知のように大体毎年千二百萬トン台ということで推移をいたしておりますので、この原料炭の需要先は、都市ガスのほかに、先生御承知のとおり製鉄用あるいは鋳物用等に需要がございまして、そちらのほうの需要も非常にふえておりますので、国内の原料炭で全部都市ガスの必要な原料炭をまかなうということは量的にできませんので、輸入がふえておると、こういうことでございます。

○須藤五郎君 この一月六日の朝日新聞に載っている記事なんです、東京瓦斯が周辺ガス会社と提携して、LNGいわゆる液化天然ガスを本格導入の方針を立てたと、こういう記事が出ておるのですが、この記事を読むと、はっきりわからない点があるのですが、これは東京瓦斯が周辺のいわゆる小さいガス会社ですね、これを合併して——資本的にですね——大きな会社にして、そうしてこういうことをやっていると、こういう方針か、それともただ施設だけの問題なのかですね、ここらは少しはつきりさしておいていただきたいと思ひます。

○政府委員(馬場一也君) 東京瓦斯は、昨年から御承知のように主として公害対策ということで、ガス源といたしましてLNGの輸入ということを始めしておりますが、まだ量的に少のうございす。そこで、将来このLNGの輸入というのは次第にふえてまいるのはないかと思ひますけれども、その新聞に出ておりましたのはそのLNGを東京瓦斯自身もたくさん輸入をいたしまして、自分のところの原料として使いますほかに、たとえばタンクローリー等でそのLNGを、東京瓦斯の周辺にいろいろ都市ガスがございまして、そういうところにも場合によつては卸売りをしているというふうな考え方があるように聞いてお

ります。まだ具体化しておるとは聞いておりませんが、そういうことでございまして、その場合に周辺の都市ガスを東京瓦斯が合併をしてやるということではなくて、そういう都市ガスに、もし需要があるならばLNGを卸売りをしているという考え方があるように聞いております。まだ具体化してはおりません。

○須藤五郎君 将来、大臣、このソビエトからLNGが大量に輸入される場合は、これは何ですか、そのガス会社によつて全国的にこれを配分していくのか、それとも、いわゆる生産者、メーカーといひますか、そこらが目標なのか、どういうことを目標に置いていらつしやるのか、どうでしょうか。

○国務大臣(宮澤喜一君) それは全くまだ未確定の話でございますし、相当大きな量でもございまして、この間帰りました使節団がそれを日本として受ける場合にどのような受け方をするか、おそらくは公害のないガスでございまして、鉄鋼業等々も非常に使いたいと思ひますし、また一般ガス供給業者も使いたいと思ひます。それから、どこへどうして揚げるかというような問題にも関係がございまして、話そのものがまだいまだ星雲状態にございまして、はつきりしたことがきまつていないということであらうと思ひます。

○委員長(村上春蔵君) ここで暫時休憩いたし、午後一時より再開いたします。

午後一時二十五分休憩

午後一時十一分開会

○委員長(村上春蔵君) これより商工委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、ガス事業法の一部を改正する法律案について質疑を行ないます。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○浅井亨君 まず、この法案ができることによつて事故を未然に防ぐということですが、その保安

についてそういう確信といたしますか自信といたしますか、そういうものをお持ちでございしますか。

○政府委員(馬場一也君) ガスの保安でございしますが、このガス事業をやつておりましたいろいろな保安が不十分のために事故が起こる過程を分けて考えてみますと、一つはいわゆるガスを製造する過程で事故が発生する場合がございます。それからもう一つは、ガスを導管によつて輸送をいたしますが、この輸送過程で導管の事故、ガス漏れその他の事故が起こり得るわけでございます。それから第三点は、そのガスが一般家庭等に入りまして先で、需用先で起こる事故というのが考えられるわけでございます。したがって、ガスの保安はこの三つの過程のそれぞれについて今度の改正で保安を強化したい、こういう趣旨でございます。

それで、ガスを製造する過程で発生する事故の防止につきましては、今度の改正法によりまして、主要なガス発生設備につきましては、実際に施設をやります前に、工事の前に工事計画というものを提出せまして、それを認可をいたすというふうにいたしております。それからさらにその工事が終わりました、いわゆる竣工いたしました際には、いきなりそれを使用する前に、使用前の検査をやるという制度を、主要なガス発生設備については、ガス工作物につきましては設けておるわけでございます。さらに、そういう主要なガス工作物につきましては、でき上がりまして動いておりましてあとと定期検査を国がするということ、な、従来なかった規制を強化いたしましたので、この製造過程における保安ということに一そう万全を期したいという点が第一点でございます。

それから第二点の、そのガスを輸送する過程で発生する事故、これに対する保安の問題でございしますが、これは従前におきまして、現在の法律におきまして、導管の漏洩検査などにつきましては法律で義務づけられておりますけれども、今回新たに主要な導管につきましては、先ほど申しました発生設備と同様に工事の認可制をしいて強

化いたしたい、かように考えております。それからガスの導管の事故はもう一つ、導管自身に落ち管がございませんでしても、御承知のようにガスパは地中に埋没されておりますから、いろいろな道路工事とかあるいは地下鉄の工事というように他の工事をやります際にガスの導管の防護が十分でございませんと、他工事に伴って事故が起るという場合がございます。そこで今回の改正法におきましては、保安規程というものをガス事業者から届け出をさせましてこれを順守するように義務つけておるわけでございますが、この届けられる保安規程におきまして、そういう他工事が行なわれず際の際の他工事をやる業者との連絡体制とかあるいは協議体制、ガス事業者が十分他工事の把握ができるようなことを保安規程に定めさせるというによりまして、この輸送途中における保安の問題も一そう強化していきたい、かように考えております。

それからガスが一般の需要家で使われますときの事故防止につきましては、いままでもガス事業者者にいわれるガスの内管検査というのは義務づけられておりましたが、さらにその内管の先についておりますガスストーブでございましてガス湯わかし器、ガスぶろというような、いわゆるガス用品につきましては従前特別の規制というものがなかったわけですが、今回新たに法律の中にガス用品の規制というものを織り込みまして、一定のガス用品につきましては技術基準を定めまして、この基準に合ったものでなければ製造販売してはならないというのをいわゆる検定制、登録制等によりまして担保したい。

これら発生設備それから輸送途中の事故に対する保安それからガス用品の規制、この三本のもを強化することによりまして保安に万全を期してまいりたい、かように考えているわけでありま。

○浅井亨君 その事故の問題ですが、いわゆる下請企業としては大きなものだと思いますが、東京瓦斯の下請企業である関東瓦斯ですが、これが最近事故を起こしたそうですが、これは器具の不燃

焼であつたということですが、この経過と、またそういうことに対する——二度、三度の事故があつては相ならぬと、こういうわけでお考えになつてゐるんだと思ひますし、先ほどの話の中にもそれはうかがえておりますけれども、これをもう一ぺん、その経過並びに今後二度起こらないようにということについてのことを、もう一ぺんお話し願ひたいと思ひます。

○政府委員(馬場一也君) ただいまお話のございました関東瓦斯器具と申します会社は、東京瓦斯の下請と申しますよりは東京瓦斯の子会社でございますが、ガスストーブをつくつてゐるメーカーでございます。この関東瓦斯器具が、いまはもうその型のストーブは製造を中止しておりますが、昔つくりました赤外線ストーブの事故がごとしになりましてあつたわけでございます。

その事故の内容を概括申し上げますと、ことしの一月六日に一家三人のこのストーブによる中毒事故がございました。その当時の状況は、被害者の——アパートでございまして——締め切られた部屋の中でガスストーブが燃えている状態、つまり、燃焼状態で、あとからその被害者のねえさんが三日ばかりあとにその状況を見つけたと、こういうことでございました。その発見されたときにはガスストーブは燃えておつたわけでございますが、不完全燃焼しておつたものか、このガス器具のいわゆる赤外線当たります四枚の金具のところに相当それが不完全燃焼しておりました、一酸化炭素がくつついて黒くなつておつた、こういう状況だつたわけでございます。

そこでこの事故に対処いたしましたして、われわれのほうはもう関東瓦斯器具その他にも、あらためてこの種の赤外線ストーブについても一ぺん試験を命じておりますが、通産省自身におきましても、通産省の工業品検査所におきまして一つの実験をいたしております、これはこういうアパートのようなわりあい換気の不十分な状況でこのガスストーブを燃焼し続けると、換気がつまり不十分であり、つけっぱなしにしておけば、ガス

器具それ自身に特別のふぐあいがございませんで、不完全燃焼になつて、それでこの事故が起きたものか、あるいはガス器具自身にその不完全燃焼の原因があつたのかというのを実験をいたしますために、現在工業品検査所でアパートと同じような不十分な換気状態で燃焼試験をやつて試験をいたしております、こういう状況でございます。

それで、試験の結果はまだ十分に出ておりませんけれども、経過的な報告によりまして、換気の状態が相当燃焼状態に影響をもたらす度合いが非常に大きいと、こういうことがわかつております。したがういまして、この被害にあらわれまして方々のうちで、つまりガス器具そのものに問題があつて、途中で、使用するうちに中毒が起つたものか、あるいはガス器具をつけておられて、うっかり三人の方がつけっぱなしで寝ておられたために換気が自然に不十分になりましてこの事故が起りましたものか、その辺のところを確かめてみたい、こういうことで現在試験をいたしておるわけでございます。

○浅井亨君 いまの話は器具の問題、またはその燃焼の度合いというのについて研究しておると、こういうことでございますが、先ほど話がありましてとお導管であります、この導管の戸籍といひますか、いわゆるいま現在旧導管でやつてゐるといふ、そういうものの戸籍といひますか、その状態は把握しておられるか。これは鮮明になつてゐるのですか、ないのですか。いわゆる他の工事とともにそういう問題が起り得るということは、これは仮定しなくちゃなりませんが、その導管に対する戸籍ですね。そういうものは明瞭なものがあるんでしょうか、どうでしょうか。

○政府委員(馬場一也君) 現在使われております導管の中には、かなり古い時期から、わりあい古い導管を使つておるものがございます。その状況は絶えず把握をいたしまして、いわゆる老朽化しましたものは事故が起る可能性がございますので、これを逐次更新をしていくということをやらなければなりません。それで非常に古い時期、つ

まり明治とか大正の時代に埋められましたガス導管の状況につきましては、一ぺん戦争で記録が焼失をいたしましたために一部推定も入つておりますけれども、各ガス事業者におきまして、そういう古い導管がどこに埋没されており、延長がどのくらいであるかという状況は、一部推定がございまして、各事業者はもうこれを把握いたしております。それでこういうような古い導管につきましては、原則として全部取りかえを行なうという方針でございます。これは各年度ごとに——一ぺんにまいりませんので、各年度におきまして計画的に古い導管の掘り起こしを行なひまして、そしてその導管の現在の状況、それから古うございまして、すでに腐食しておるかどうかという状況の調査を行なひまして、不適當な導管がございましたらば順次これを取りかえらるということになつておりました。通産省といたしまして、その更新について十分行政指導をいたしておるわけでございます。で、どのくらいそういうものがあり、どのくらい取りかえておるかという状況でございますが、これは一番大きな東京瓦斯、大阪瓦斯、東邦瓦斯の三社について概括申し上げますと、四十二年から今年まで三カ年間に取りかえました合計の延長、老朽導管の数は合計三年間で四百七十三キロメートルに当たる老朽導管を更新をいたしております。御参考までに四十一年末にこれらを含めました全体の三社のガスパの延長キロ数は千四百四十四キロメートルでございますので、そのうちこの三年間で大体半数に近い老朽導管は計画的に取りかえを完了しておる、こういう状況でございます。

○浅井亨君 いまお聞きいたしておりますと、戦争によつて戸籍の焼失ということではわからないものがある、こういうことですが、こういう導管につきましては不測の災害というものがあつたと思ひます。わからずしてそこに他工事をやつた。そういう場合、保安上どういふ対策をもつてそれに当たられてゐるか。その体制があると思ひるので

が、簡易ガスのほうでいわれるいままで何年か消費者のためにりっぱにその事業をやってきたところがあるがそこへ一般ガスが入ってきて、PRによりまして一般ガスのほうへ加入しよう、こういうことになりまして、先ほども言ったのですけれども、もともとの既得権を持っているといえますか、そういう中小の企業家は締め出しを食うというようなかっこうになるわけです。これに対する補償はない話をしてしまったけれども、ここで問題になりますのは、やはり一般的な考え方でいいますと保険みたいなかっこうですか、いわゆるある程度の額ですか、こういうところ、これくらいのこととはという、千差万別ありますけれども、そういうものを法文化するといふふうなことはできないものでしょうか、また、そういうことはお考えになれるでしょうかと、こういうことなんです。

○政府委員(小宮山重四郎君) その問題については、私の地域でもそういう問題がございます。プタガス業者が、新しい団地に入る都市ガスとの争いもございまして。そういうことで、これは業者間で話し合つて円満に解決するような形でなければいけないし、私自身も都市ガスの中に住んでおります。けれどもプロパンガスを使っております。そういうようなことで、今後そういう業者間の問題については、業者間の話し合いを極力できるように通産当局では指導して、円満な解決あるいは指導をひとつしていきたいと思っております。

○浅井亨君 次に聞きたいのは、今後団地がたくさんできてきますが、その団地の計画と都市ガスの供給計画であります。これについて、やはり都市ガスはいわゆる公益事業でありますので、だからそういう団地なんかのところへガスを先行した行き方、こういうところへ団地ができる、それに先行したガス事業者の施設というものを考えていくということについてはどのように考えておられるか、どういう指導をしておられるのですか、それをお聞きしたいと思います。

○政府委員(馬場一也君) この導管の先行投資というのは、おっしゃいますようにきわめて必要なことでございます。

それで、先行投資と申しますときに、一つは、こういう東京なり大阪なりあるいは名古屋なりというふうな非常に大きな都会、これはどの団地この団地と申しますよりは、この東京、大阪自身の市街地化、その中における需要人口が非常に急激に伸びてまいりますので、こういう地域全体に対する将来をまじましての大きな先行導管の布設ということが、まず最も必要かと思つてございまして。現に東京におきましても大阪におきましても、そういう数年がかりの地域全体の需要の伸びを見込みました大きな先行導管の布設計画というのを、そういう大手の会社はすでに着手をいたしております。これに對しましては、相当国といたしましては税制面その他でそれができやすいような措置をとっておるわけでございまして。

それからもう一点、先行投資と申しますと、そういう地域全体の将来の供給体制ということのほかに、いま先生がおっしゃいましたような都市計画画あるいは団地計画等がございまして、そこに実際に団地の工事が始まり、道もそこに新たに付けられる、こういう時期に、一たん道なり団地ができてしまつてからあとで導管を敷きガス管を埋設するということは、たいへん費用も高くつきますし困難でございますので、できればその団地の工事が始まりますとき、あるいは団地のほうの道等がつきますとき、これと並行しまして本枝管を敷くということがきわめて大事であるわけでございまして、これもそういう団地計画あるいは都市計画の、どこにそういうことができるかということにつきましましては、絶えずガス事業者はそういう計画当局あるいは団地の住宅公団その他と連絡を密にいたしまして、団地の計画が実行されますときにはそれと並行してガス管を敷くというふうな、まあ先行投資といひますか、実際の需要はもう少し先になりますけれども、そういうことをやるというのを最近では非常に活発にやっておるわけ

でございます。われわれもそれを十分指導してまいりますし、特に改正法が成立いたしましたらば、いわゆる供給計画、向こう三年ぐらゐの具体的な供給計画というのを、毎年届け出る義務を課しておりますので、そういう供給計画をチェックいたします際に、十分そういう新しい市街地なり団地の形成に對しておくれなどうかというところは、十分チェックをいたしたいと思つておるわけでございまして。

○浅井亨君 先ほどもお話を触れましたけれども、ガス布設の場合、またその工事をする場合に、道路の掘り起こしとか、そういうことで非常に問題が起るわけなんです。実は問題は違つていけるけれども、先日、私のところの近くに電線、水道、または電気といふようなもので共同溝をつくるような工事をやっておりました。ところがどういふものですか、下水のほうの、はけ口でございまして、これがこわれたのであらうと思ひます。そのために不幸にして、そのあとで雨が降つた。家の中がトイレも全部一緒に水びたしになつてしまつたと、こういうことになりました。非常に困つたのでございまして、やはりガスの工事につきましても、いわゆる水道とかまたは電気とか電話とか、そういうような工事の問題ですね。それとの連絡のことはお互いに話し合つて、先ほどお答えはありました、ありましたけれども、ほんとうにそれが実行されるように、はつきりしてゐるのでしょうか、どうでしょうか。それで、やつてきて、これは前の下水溝がつぶれたというので、また道路を掘り起こして、そこに下水の排水溝をつくつたのでありますけれども、そういうようなことを問々見るのです。現実には私の家はその被害をこうむつたもので、下水のことです。こつちに関係ないけれども、これが先ほどからの話の問題だと思ふんです。こういう点について、よほど真剣に考えませんか、私の雨の降つた日にトイレと一緒に水びたしというふうなことがなりました。困つたんですが、ガスのほ

うもこれは漏れたり、いわゆる戸籍不明だと、こういうことになつては、市内ではないと思ひますけれども、こういう事例はある地域へ行つたらば、やはり出るのじやないかと、こう思ひますので、特にこれをひとつ厳密に、前向きでどんどんとやつていかなければたいへんだと思ふんです。こういう点について、もう一ぺん確実にひとつ御返事を願ひたいと思ひます。

○政府委員(小宮山重四郎君) 先生のおっしゃるとおりでございます。よく道路工事をいたし、また下水道の工事をし、電話線の工事をし、てんでばらばらやられていたことがたまたま見受けられます。そういうことで、建設省の指導のもとでいま連絡協議会をつくり、そういうことのないようにいたす。また昨年大きなガス爆発がございました。そういうことでガス導管防対策会議といふようなものも設置いたしまして、いま協議中でございまして。ただ、これは先生の御質問の問題以外になるかと思ひますけれども、ガス業者は、ただその現場に行つて指導するということだけでございまして、私のこれは意見でございますけれども、監督権まで持たなければいけないといふような感じを持っております。そういうことでガスの事故災害、あるいは共同事業と一緒に適確にやれるように、今後通産省としても各省に申し入れて、そういうことをやらしていきたいと考えております。

○浅井亨君 上のほうではそうですが、下のほうで現実生活している市民、国民ですか、そのところで、いわゆる道路の管理者とか、それは常に話し合いの上でやっておられるのじやないですか、いわゆる直接に話し合つておられるのです。

○政府委員(小宮山重四郎君) 話し合つております。

○浅井亨君 そうすると、ああいうのはほとんど起こらないというのがほんとうですね。起こつたというのはふしぎなんです。じゃ、私はそれについて当局に、下水の問題ですけれども、ガスと

は違いますけれども、そのことについて一べん話さなければいかぬと思いますので、やはり同じ関連のことですから、御意見を聞いたわけなんです。

○政府委員(小宮山重四郎君) そういう末端の、現場の監督者その他に趣旨が徹底していないことがあるかと思ひます。今後とも各省に連絡し、そういうことのないように今後とも注意するつもりでございます。

○浅井亨君 わかりました。

次に、都市ガスですが、大阪とか東京とか、また名古屋の東邦ですが、こういうような大きなガス会社であります。こういうところのいわゆる配当なんかを見ておきますと、ずいぶんあるんですね。何ぼぐらいでしたか、一割二分ぐらいあるんです。だけれど、これは公益事業でしょう。そうすると、それだけの配当があるならば、それに対して消費者のほうに対してどれくらいものを還元しておるかということですね。ただもうければいいということじゃなくて、やはり消費者を大事にしなければいけませんし、消費者の生命を守るためには、それに対してこういうことでいわゆる消費者に対して還元しているというふうな面もなければ、これはほんとにぶつたがりということになってきますから、そういう点から考えると、どうも消費者のほうは、やっぱり大企業は営利主義であつて、もうけられればなしというふうなことがつこうになつてくるんじゃないかという気がして、私は貧乏のほうですから、どうしてもそういうふうな感じがするんですが、こういう点についてはどういうふうにお考えになつておりますか。

○政府委員(小宮山重四郎君) 私は先生よりもっと貧しいものでございますので、そういう株券がどのくらい出ているか存じ上げません。しかし実際ガス会社といえども民法上の会社でございます。そういう配当その他もしなければいけないし、反面、公益の会社でございます。そういうことで公益の面に優先しなければいけないことも事実でございますけれども、こまかい点については局長からお答えさせます。

○政府委員(馬場一也君) 補足して御説明申し上げますが、ガス会社は大体いま仰せになられました大手三社は一割二分程度の配当をいたしておりますが、一割二分という配当は同じ規模の他の産業に比べて必ずしも高くないと思つております。ただガス事業者は、たゞいま政務次官が御答へ申し上げましたように、かなりこれから、特に大手の三社につきましては、いままで以上に、先ほど申しました先行投資、大きな導管の先行投資、すぐに収益に――何年か先にならなければ結びつかないような長い資金が必要でございます。そして、大体このガス事業につきましては、調達源はむしろ財政資金と申しますよりは、民間で借入でございます。あるいは長期の借入金をするというふうになつておりました。特に非常に長期の資金が必要ですが、これに対して普通の民間会社以上の社債発行の特例という措置があるわけでもございません。そういう条件で調達をしなければなりませんので、ある程度世間並みと申しますか、配当、収益というものは確保いたしませんと、資金の調達が困難になるという面があることを御了解願ひたいと思ひます。むしろ公益事業でございますから、消費者に十分なサービスをしたしますと同時に、最も大きな公益企業としての責任は、そういうガスを豊富に供給いたしますと同時に、その料金につきましても、やはり金がないから上げるといふようなフラクチュエーションの状況で供給するということとは許されないわけでございますが、いろいろ今後増大する設備投資資金を十分にまかない、かつ料金を安定していくという、まあ公益事業としての責任を果たしますことと、今後とも一そうわれわれも指導いたしまして、努力をさせたいと、かように考えておるわけでございます。

○浅井亨君 もう一点だけ伺ひたいしまして私の質問を終わりたいと思ひます。

いま料金の問題が出ましたが、この簡易ガスに対する料金の認可の状況はどういうふうになつていふんですか。いわゆるいろいろと地域によつてその格差はあると思ひます。だけれどもこの料金というのが一番消費者と関係の深いものでありまして、これがずさんな気持ちでやられるとたいへんだと思ふんです。その料金を、いろいろと違ふてありまして、これはこうだといふふうなものはつきりしないわけがやはりあります。消費者といふものは納得しませんし、こういうところにはずさんな方法をとつてもらいたい、こういうふうには私は要望するわけがあります。また今後、たくさん次から次へと業者も多いわけですから、その点をひとつよく警戒しようと思ふんです。監視というんです、よくお考え願つた上でやらなければいけないと思ひますが、この点について一応どのようにお考えになつていふのかお答えを願ひたい、こういうわけであります。

○政府委員(小宮山重四郎君) いま先生のおっしゃるとおりだと私も信じます。今後都市ガスと簡易ガスとの間の格差というものがなくなるように、公平な立場で料金をきめていきたいと思つております。

○須藤五郎君 昨年本法案が提出されましたときに、簡易ガス事業は大いにこれをやつてほしいという主張が両者からなされたわけですが、この簡易ガス事業によりまして保安価格の確保を含む適正な価格が実現されることを、この簡易ガス事業をやつていふ人は希望したと思ふんですが、この適正価格、消費者の立場から見ると、業者には有利、消費者に不利な、保安に名をかりた高料金のことではないかという不安がまた生じてくる、こういうふうな思ひますが、どういうふうにお考えになつていふんですか。

○政府委員(馬場一也君) 先ほど浅井先生の御質問にお答え申し上げましたとおり、いま御承知のように公益事業規制、つまり公益事業規制と申しますのは、料金の規制をも含むわけでござい

すけれども、そういうものを現在簡易ガス事業といふものについてはまだ改正法まではやつておらない、自由であるわけでありまして、この法律が改正になりますと、七十戸以上のいわゆる導管供給事業、簡易ガス事業につきましては、これは一般の都市ガスと同様に供給規程と申しますか、料金につきましても国の認可を得てやるということになりますので、その料金の認め方につきましては、都市ガスと同じプリンシプルで、公正な原価主義の原則で安定した料金になるようにわれわれのほうもやつてまいりたいと思つております。現在まだいわれる一本売りのボンベ供給、それからそのほかの簡易ガス事業につきましては、まだ御承知のように料金についての法規制はない状態でございますので、いわゆる両者が任意につけておる、こういう状況でございます。

○須藤五郎君 去年全国簡易ガス協議会から、私たちのほうにいろいろ問題を指摘した陳情に類する文書がきています。その中に「料金の自由制をもつて対抗する」といふことが、まさに過当競争を激化させるものであり、企業の基礎を失うものである。保安価格を含む適正料金の実施こそ正しい在り方ではないか」と、こういう意見が出されてきておるんですが、政府のほうではこの要求に沿うようにするかどうかという問題が一つあると思ふんですが、そうすると、保安価格を含む料金の適正化ということによつて、現在よりも料金が上がってくるのじゃないかということを消費者の側では不安な気持ちをもつて臨んでおるかどうか、こういうことなんです。

○政府委員(馬場一也君) いま先ほど御説明申し上げましたように、まだ簡易ガス、いわゆる導管供給あるいは一本売りにつきましても、今日現在ではいわゆる法規制がございせんので、いわゆるそこに先生の仰せになりましたようなまあ一時の過当競争に起因する、事業をそれで安定的に経営できないような価格で売り込むというふうなことも間々あるかもしれませんが、一たんこの法改正ができましたら、法規制を受ける簡易ガス事業に

つきましては、そういう不安定な、一時的に安いと、経営がそれで安定的に継続できないというような料金では、これは公益事業としてのメリットがございせんので、先ほど申しましたように、公正な原価主義の原則で料金の認可をいたしまして、いわゆる安定した、できるだけ安い料金でガスが供給できるように措置をまいりたい、こう考えておるわけでございます。

で、そういう料金が認可制になりましたときに、いまの実情より上がるのではないかと、こういう御質問でございますが、これはただいま、かりに、そういうことがあるかどうかわかりませんが、いま自由になつておりますために過当競争等でいわゆる売り込みのために非常に永続的でないような、一時的な安値で販売をしておると、こういう状況がございすれば、間々そういうものに比へまして今度認可されます料金は、場合によっては高くなるということもあり得るかもしれせんが、そもそもこういう事業は安定した経営をやらなければいけませんので、一定の期間をとって安定した条件ということで考えてみますと、これは認可制にいたしましたゆゑをもって特にいままでより料金が高くなるということにはならないのではなか。むしろ簡易ガスにつきましては、その安定と同様に、できるだけ原価主義の原則で低廉に供給できる料金になりますように、われわれとしても認可の運用にあたりまして措置をしてまいりたいと、かように考えております。

○須藤五郎君 簡易ガス事業に対する規制のうち、料金規制があるはずですね。その料金規制について少し伺いたいのですが、料金は供給規程を定め、通産局長の認可を受けるようになっておるわけですね。で、料金認可の基準は、一体通産局長は何を根拠にして料金を認可するのかと、こういう点です。

○政府委員(馬場一也君) この簡易ガス事業が改正になりまして規制を受けることになりまして、いまおっしゃいましたように供給規程、つまり料金その他の供給条件をきめました内容につきまし

ては、通産局長の認可を受けなければならぬという事になっております。その認可をいたします際に、どういう基準でこれを認可をするかという事でございしますが、これは一般の都市ガスと同様の認可基準を適用するという事になっております。その都市ガスについて定められております改正ガス事業法の十七条をお開き願いますと、そこに認可の基準が書いてございしますが、一つはその「料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること」、つまり原価主義の原則でございします。それからもう一つは「料金が定率又は定額をもって明確に定められてゐること」、つまりはつきりときまつておる。それから第三番目は、これは簡易ガスの場合にはあまり適用はないかと思ひますけれども、要するに、そこにガスを引っぱりますときの工事負担金と申しますか、そういう額についてどういふふうにして取るかということが「適正かつ明確に定められてゐること」、これは簡易ガスの場合におきましてはあまり問題はないかと思ひます。それから最後に、特定の需用者に対して差別的な取り扱いをしない、つまり原価主義の原則でまゐりまして、全くすべての需要者を同じように料金をきめていく、こういう四つのプリンシプルで、そういうふうな供給規程がなつておるかどうかという事を見て認可をいたすわけでございします。

○須藤五郎君 確かにこの供給規程の十七条に、いま局長が申された事項があるわけですが、それで問題は、この「料金が能率的な経営のもとにおける適正な原価」、「適正な利潤」、こういうふうになつておるわけですね。そこで料金は原価プラス適正な利潤である、こういうふうになるわけですが、通産省はLPガスの原価は幾らであると計算していらつしやるのか、また適正な利潤とは原価の何%程度を適正な利潤とお考えになつていらつしやるのか。

○政府委員(馬場一也君) 簡易ガスの場合におきましては、原料がLPGでございします。LPGの

値段につきましては、これは御承知のように国産とそれから輸入のLPGと大体半々ぐらいかと思ひますけれども、原料になりますLPGの値段の安定ということにつきましては、これはまあ所管は鉱山石炭局ということになりますけれども、十分努力をいたしまして、つまりLPGが余る時期等によつて原料のLPGが季節季節によつて変動することのないように努力をいたしておるわけでございします。しかしながらLPGの値段は、これは必ずしも全国どこにおきましても一律というわけには必ずしもまいりませんで、いろいろ生産地あるいは輸入地からかなり離れたような地域におきましては、若干高いものもございしますけれども、その地域におけるLPGの適正な入手価格というものはおのずから出てまいるわけでございしますから、この簡易ガス事業の料金の原価を算定するにあたりましては、このLPGの原価につきましても十分その地域の特性に応じた適正な原価というものははきき出して、それを計算に入れた、かように考えております。

それから適正な利潤ということでございします。これは先ほどもお答え申し上げましたように、公益事業でございしますから、必要な供給継続義務を果たしてまいります上に、ある程度の資本に對しまして適正な報酬というものがなければならぬ。また、これを一体幾らに見るかというものは、まだ具体的にはここで申し上げることは、ちよつといたしかねすけれども、大体都市ガス事業その他との均衡等を考えまして、公益事業として安定した適正な経営を続けていくという、そういうことを考えた上で、一体それにふさわしい利潤というものは幾らかという観点で、適正な利潤というものを考えてまいりたい、かように思つております。

○須藤五郎君 局長、あなたの話を聞いていますと、まだ何にもわからぬ、LPGの原価幾らだといふ具体的な答弁がないのです。利潤はどれだけにするのだという、それに対しての答弁がない、これじゃおかしいじゃないですか。元来、原

価も、利潤もどれだけにするということもきまらないで、どうしてあなた、この法案通していくのですか、それ、おかしいですよ。

○大矢正君 議事進行。私が言うまでもなく、このガス事業法というのは、所管としては公益事業局であることは間違いない。だがしかし、保安に關する面であるとか、その他LPGのかりに輸入であるとか、その価格の問題であるとかということとは、これは鉱山石炭局である、高圧ガスその他の問題についてはたとえば鉱山保安局であるとかが関連があるというように、各局にまたがったこれは一つの法律です。よつて、どういふ理由があるのか知らぬが、本来的にいえば、それぞれの局長がみな出ていなければならぬのもかわらず、馬場局長にだけ答弁をさせるところにこの問題があるわけですね、政務次官、少し通産省気合を付けて、そんなことは呼ばれなくたって各局長がみな来て、この法律に關連のある局長が来て答弁するようにさせなければいかぬのですよ、議事進行上、あなたの答弁は要らぬから。そこであなたが説明するというなら別だけれども、あなたは説明できぬだろう。だからそういうことを言っているのではなくて、そういうことをしなさいと言っているのですよ。そういうことを、政府委員と説明員というものは違ふのだから、やっぱり国会のきちつとしたルールというものはあなた自身が議員なんだから守らなければならぬ。だから呼ばないにかかわらず、この法律の審議にあつては、それに関連した局長がどうしてもしも出られないという理由があるなら、委員長のもとに、出られないからだれだれを説明員としてよこすからお願ひしますと、本来的には言うべきものなんです。わかつたですか。

○委員長(村上春樹君) それでは先ほどの須藤委員の質問に對して成田審議官。

○説明員(成田壽治君) LPGの価格、もちろん統制やつておりませんのはつきりしたきまつた価格はないのでありますが、大体これは月産三ト

ンのLPGを売る小売り販売業者の例でございます。月間三トンといえますと小売り販売業者の大体八〇％、大部分を占めている零細な規模の小売店の場合でございます。その場合に、LPGの仕入れ価格は国内生産の場合は三十円ぐらいという見当であります。それでいろんな販売費が四十四円ぐらいかかる。合わせて七十四円ぐらいで、これは小売り業者が売っている価格であります。そのくらいで売られております。したがって国内のLPGの小売り業者が仕入れる価格は、キログラム当たり三十円見当ということでございます。輸入の場合はそれより若干安くなるのではないかと見えております。

○須藤五郎君 えらい意地が悪いようですね。でもね、ぼくはここに持っているわけなんです。ぼくの持っている資料が確かか確かめなければならぬ。

私が一つわからぬことがあるのですがね。国内生産が七〇％ですね、確かめていきますから。それから輸入が三〇％ですね、それは間違いないと思っております。

○説明員(成田寿治君) 大体六対四ぐらいだと思っております。

○須藤五郎君 六対四、何ですか国内が六〇％……

○説明員(成田寿治君) 詳しく計数をもって説明いたしますが、四十四年度における生産を見ますと、国内生産が三百五十一万トン、輸入が二百八万トンでございます。合わせて五百六十万トンであります。

○須藤五郎君 輸入価格が幾分安ければいいからいいのです。輸入価格がわかっておいたら教えてください。

○説明員(成田寿治君) これは四十年度の推計でありましてかなり古いデータであります。大体輸入LPGの場合にFOB価格が七千円強ではないかと思えます。これがCIFになりますと一万三千五百円ぐらいじゃないかと、それに関連税、あるいは輸入の経費がかかりまして、大体そ

れからロスもいろいろ見まして販売原価としましては一万九千二百、三百円、これに利潤も割ぐらいい見ますと大体二万一千円からまあ二万一千二百円ぐらいであったというふうに、これは四十年度の推計であります。そういうわれわれは予想を立てております。

○須藤五郎君 もう少しあとでそこを尋ねますが、この簡易ガス事業は、ボンベの一本売りに比しますと販売規模ははるかに大きいと思うのです。ボンベ売りは明らかに私は小売りだと思っております。簡易ガス事業は小売りか、卸し売りか、どういうふうに考えていらっしゃいますか。

○政府委員(馬場一也君) 簡易ガス事業は、簡易ガス事業といいますが、これは直接消費者に販売する事業でございます。卸し売りと申しますよりは、小売りということになるかと存じます。消費者にガスを提供する事業でございます。そういう意味ではガスの小売りであるといつても差しつかえないと思えます。

○須藤五郎君 そうすると、いま輸入価格はわかりました、トシ七千円。ところがメーカーの価格、これは一体キロ幾らぐらいになっていきますか。

○説明員(成田寿治君) 石油精製工場におけるLPGは、非常にたくさん製品のひとつでありまして、全体から見ますと、三〇から五〇、非常に少ない比率を占めておりまして、関連製品といえます。それだけのコストというのには非常にわかりにくいのでございます。それで、われわれのほうはさつき言いましたように、小売り業者の仕入れ価格がキログラム三十円ぐらいということと申し上げたのであります。そのメーカーから小売り段階まで、いろいろまた運賃その他経費がかかっておりますので、大体その半分ぐらい、半分強がメーカーの山元価格——ちよっとメーカーの出す価格がどのくらいであるかということとはわかりませんので、小売り段階の仕入れ価格がキログラム三十円というところしか言えないのであります。

○須藤五郎君 もう少ししろうとのぼくでも勉強してつかんでいる数字ですから、皆さん方つかん

でいてもらわねと困るがね。メーカーは一キログラム十八円です。大体メーカーから卸し売りにくる価格が一キログラム三十円、あなたの説明をしたら、それから卸し売りにくる小売りにくるのです。今度は小売りです。それは一キログラムが七十四円、六十円から八十円ぐらいの間で売られている、こういうことになっておるのです。私はあなたに質問して正確に確かめようと思ったが、ぼくから言わなくちゃならぬのは困っちゃう。それでボンベ売り価格、これが私は小売り価格だと思っております。これがいまの一キログラム六十円から八十円、大体七十四円程度だと、こういうことになるのです。そうすると、先ほど簡易ガス事業は小売りか卸し売りかと私は質問しましたが、あなたは小売りだと、局長お答えになったのです。そうすると、簡易ガス事業は一キログラム平均七十四円ぐらいの価格で売っておる、こういうふうに理解していいのですか。

○政府委員(馬場一也君) いまたくさん簡易ガス事業に当たるものがございますが、大体先ほど申しましたように、原料のLPGの値段によりましてフラクチュエーションがございますが、われわれの把握しておりますのは、大体簡易ガスの一立米当たり、一立米でございますから、原料といましてはLPG二キログラムの分かつと思ひますけれども、それが大体一立米当たり二百二十円から百八十円という現状のように聞いております。

○須藤五郎君 そうすると簡易ガスの売り値が、いま申しました価格と非常な差があるのじゃないですか。簡易ガスはぼろもうけしている。大体七十四円ぐらいで売るものをそんな価格で売るといふのは、非常な……

○政府委員(馬場一也君) 先ほど申しましたように、一立米は大体LPGにいたしますと二キログラムでございますから、百二十円ないし百八十円と申しますのは、これはむしろLPGの原料価格だけで簡易ガスが供給できるものではございません。設備の償却等もございまして、それにプラス・アルファがございまして、かりに百二十円な

いし百八十円と申しましたものをキログラムに当たってはめになりますときには、これをちょうど半分にしていただいて、半分よりは若干、半分のものにいま申しました設備の償却その他があるわけでございます。

○須藤五郎君 ぼくが聞き落としたね。以上質問した諸点はこういう点なんです。料金認可の基礎的資料というべきものがあつて、もし通産省はこれらの料金を持たずに、何の明確な根拠もなしに料金を認可するといふのだしたら、私は問題であると思つたから質問したのです。第一に、業者の思いのままの、消費者保護のない料金というものが出てくる。第二には、有利なものが多い料金の認可を得ようとする業者と、それから認可する通産省との間に、不明朗な関係の生まれる可能性が存在することになる。そこで、この基準というものははっきりしておかなければいかぬ、こう思つて私はいま質問したのである。

そこで、参考までにお伺いしたいのは、LPGガスと都市ガスとは、原価はどちらが安い、高いか、こういうことです。

○政府委員(馬場一也君) このLPGガスというのは簡易ガスの大体原料になるものでございます。それから都市ガスの原料は、差し上げています資料にございまして、石炭を原料にいたしますもの、あるいは油系のもの、いろいろなものがございます。したがって、原料的にどちらが安い、高いということには、ちよっとお答えしにくいのでございます。それらの都市ガスの使ひますさまざまな原料を使つて、都市ガスが最終的に、これも言つてみればガスの小売りでございますが、その都市ガスの料金、小売り価格が幾らであり、簡易ガスの料金が幾らであるかということの比較で申し上げますと、簡易ガス事業のたゞいまの実態は、先ほど申しましたように地域によつて多少変わるわけでございますが、大体一立米当たり百二十円ないし百八十円というところでございます。それからこれに對しまして都市ガスの料金は幾らかということでございますが、これも全国一

律であるわけではございませんが、東京瓦斯、大阪瓦斯、東邦瓦斯について申し上げますと、これはLPガスは御承知のように二万四千キロカロリでございまして、東京瓦斯、大阪瓦斯、東邦瓦斯の供給しておりますガスを二万四千キロカロリに換算いたしました、つまり二百二十円ないし百八十円という同じベースにして比較してみますと、現在東京瓦斯の料金が百二十八円、大阪瓦斯が百三十円、東邦瓦斯が百三十六円というぐらゐの状況でございまして、簡易ガスが先ほど申しましたように百二十円ないし百八十円というところでございまして、これらの都市ガスの料金は簡易ガスの比較的安いほうの分に大体相当している、かようにお考え願います。

○須藤五郎君 いま伺ったので、都市ガスとLPガスの値段、大体これはわかりましたが、都市ガス事業者が「みなす」一般ガス事業を行なっている場合、都市ガスの本管接続時つまりLPガスから都市ガスに切りかえるときには、LPガスは都市ガスより料金的高くつく場合は、消費者は切りかえに喜んで応ずると思ふんですよ。ところが、その逆の場合ですね、逆の場合には、消費者の一部には、新しい都市ガスよりもLPガスを希望すると思うんですが、そのときには一体どうなさるお考えですか。

○政府委員(馬場一也君) 都市ガス事業者が、いわゆる「みなす」一般、つまり簡易ガス事業をやっております、これを将来一般のいわゆる都市ガス供給に切りかえますときには、おそらく実態としてこういうことになるかと思ひますが、都市ガスが「みなす」一般をやっております、何年後、たとえば二年後なら二年後に都市ガスにかわるという計画があるわけでございます。そこで、その「みなす」一般の供給を受けておりました需要者に対しては、おそろくその都市ガス事業者のほうから、二年後にこの簡易ガス方式からいわゆる普通の都市ガスにかわりまします。この都市ガスにかわりましましたときの料金は大体どのように

なりますか。これは普通の都市ガスの料金と均一になるはずでございます。で、そういう状況を必要家のほうに通知いたしますというか、連絡をいたしまして、そしてその場合に、LPガスの簡易ガス事業者の場合のほうで、料金が上がった場合には、これは需要者のほうは、当然都市ガスに切りかえることは希望すると思ひます。かりに、いま先生おっしゃいましたように、従来の「みなす」一般、つまりLPガス方式による場合の料金のほうが二年先なら二年先に切りかわる場合の料金より幾らかでも高いというときには、これは基本的に消費者のセレクションといひますが、選択になるうかと思ひわけでございます。つまり、消費者がLPガスであるうかが「みなす」一般ガスであるうかが、二年後になおかつ料金の高低ということ非常に重く見られますか、あるいは多少料金が上がりますけれども都市ガス方式というものを選択されますかというところによつてきまる問題であるうかと思ひわけでございます。ただ、先ほど申しましたように、一般にそういう大都市の都市ガスの料金というの、さつきも申しましたように、いわゆる簡易ガスの料金の総体で比べてみますと、比較的安いほうに属することは先ほど申し上げたとおりでございます。

○須藤五郎君 LPガスは、現在無税なんです。有税なんです。

○説明員(成田寿治君) 現在有税でありまして、輸入税、関税がトータル千二百五十円かかっております。

○須藤五郎君 私が尋ねたのは、いまガスを使うと使用料によつて税金がかかるでしょう、そのことですか。

○政府委員(馬場一也君) 都市ガスには、御承知のようにガス税が七%かかっておりますが、LPガスにはそれはなかったおぼしめし。

○須藤五郎君 都市ガス事業者が「みなす」一般ガス事業を行なっているところの消費者は、都市ガスの本管接続により、LPガスから都市ガスへの切りかえによりまして無税品から有税品、こう

いう形になるわけですね。強制的に使わざるを得ないということ、その有税品を強制的に使わざるを得ないと、こういうことにはならないのかどうかという点ですね。私、LPガスに税金をかけるという立場で言っているわけじゃないので、ガス税を廃止したらどうかという立場でこれを言っておるわけですが、何かここにちよつと矛盾があるように思ふんですよ。これまで無税のものを使つたのを、今度は有税のものを使う、こういうように切りかえてくるわけですから、それだけ消費者にとつては不利だという条件も起こってくるので、こういう矛盾をどういうふうに政府は解決なさるうとしていらっしゃるか、こういうことなんです。

○政府委員(小宮山重四郎君) 先生のおっしゃる意味、電気ガス税というのは、私自身の意見でございますけれども、本来無税であるべきだと私信じております。で、今回、来年度からはぜひ低所得者のために千二百円でございますか、無税にしようというところで、漸次その金額を上げて、本来の姿に戻したいという努力はしたいと思つております。

○須藤五郎君 それはあれですか、使用料金ですか。

○政府委員(小宮山重四郎君) 使用料金です。

○須藤五郎君 料金で無税……そうすると、ガスの料金が現在と変わらなければ、そういうことも一つの目安になりますけれども、ガスの料金が上がれば、そうすればそれはその目安にならないじゃないですか。無税にするという線の引き方がややつこくなるのじゃないですか。

○政府委員(馬場一也君) 免税点が、ただいま政務次官申し上げましたとおり四十五年度から千円から千二百円になるわけでございますが、これはむしろ使用料金に對してでございますから、そのガスの料金が上がれば、それだけ中身は薄くなることは先生おっしゃるとおりでございます。

それから、先ほど先生御質問の中で、つまりLPガス「みなす」一般から都市ガスに転換する場

合に、強制的に有税のガスを買うのではないかと、いうお話でございましたが、私お答え申し上げますように、LPガス「みなす」一般から都市ガスの供給を受けるかどうかということは、基本的にはその需要家の選択と申しますか、需要者が希望しないのに切りかえるというようなことはできないわけでございます。それから、都市ガスには、先ほどのように、免税点以上のものにつきましては、その七%のガス税が含まれておりますけれども、私、先ほど申しました東京瓦斯、大阪瓦斯、東邦瓦斯の、その申し上げました価格は、これはガス税をすでに含んでおります。で、簡易ガスにはガス税はついていないわけでございます。つかないものとついたもの、つまり消費者が実際に払う値段で比較して先ほど申し上げました。

○須藤五郎君 通産省の資料によりますと、簡易ガス事業者の数は、昭和四十二年末現在で九百三、そのうち六百七十六、全体の四分の三ですね、これが一般ガス事業者の供給区域内にある。一般ガス事業者の供給区域内には、都市ガス、簡易ガス事業者、それからLPガスのボンベ売りの三者があるわけですね。そこで都市ガスが導管を布設することになりますと、都市ガスに押されて、いままで長い間実績を持ってきたLPガス事業者が倒産するとか、また経営状態が悪化するとか、こういう問題が起こってくると思ふのです。この場合、政府はどのような処置をとるのか、どういう方針で臨むのか、こういう点を伺つておきたいのです。

○政府委員(馬場一也君) 都市ガスの供給区域の中、つまり都市ガスとして供給義務を負つておりますところにつきましては、逐次都市ガスが伸びてまいるわけでございます。その場合には、すでにそこに簡易ガス事業者がございました場合には、先ほど来からお答え申し上げておりましたように、基本的にはそこにおける需要者が引き続き簡易ガス事業者を希望するか、あるいは都市ガスが伸びてくることを希望するかどうか、消費者の利益あるいはその消費者の希望というものを基本にして考えなければ

ばならないわけでございます。もしその消費者が、いろいろな観点から見まして、都市ガスが延びてくることを希望すると、こういう場合に、そこに都市ガスが参ります場合には、都市ガス事業者と従前ございました簡易ガス事業者との間に話し合いが行なわれまして、そうして都市ガスがそこに延びていく、こういうことに相なるかと思ひます。その話し合いにつきまして、先ほど来政務次官もお答え申し上げましたように、基本的にはガス事業者と簡易ガス事業者の話し合いでございますが、もしそこにいろいろなトラブル等がございますましたときには、調整協議会にはかりまして、適正な結論を出すということもあらうかと思ひているわけでございます。

○須藤五郎君 そうすると、ある場合にはそういうLPガスが圧倒された、それは何ら補償を取れないという事態ですね、そういう事態も起こってくる、こういうことなんですか。そういうことに對して政府はどこまで責任を持っていらっしゃるんですか。

○政府委員(馬場一也君) 簡易ガス事業者がございまして、そこに都市ガスが延びてくるような場合、そうしてその地域の需要者が都市ガスが延びてくることを希望すると、こういう場合には、都市ガスが結局入ることにならうかと思ひます。その場合に、すでに簡易ガス事業者がそこで何年か事業をやっておられまして、もし、たとえばその簡易ガスをやるについての設備の償却もまだ十分回収しておられぬというような状況等があるかと思ひます。また、やっておられなかった簡易ガス事業者が、今後都市ガスがどういふうかあるに遇するかと、いろいろな問題があるかと思ひます。そういうわけでございまして、これは基本的には午前中以来大臣も申し上げましたように、ケース・バイ・ケースでございまして、法律では必ずこの場合にはこうするといふパターンをきめるわけにもまいりませんで、両者の話し合いを、いわゆる納得ベースで話をつけていくことが基本になるわけでございますが、もしその話し合いに際

しまして、非常に大きい業者と小さい業者との間に非常に話し合いが公正に行なわれぬというような事態がございましたときには、繰り返し申し上げますように、通産局に置かれます第三者をもつて構成される地方ガス事業調整協議会にはかりまして、適当な解決を見出すということに相なるうかと考えております。

○須藤五郎君 いま本改正案が成立してない今日の時点におきまして、都市ガスの供給区域内、そこで一千戸の団地ができる。都市ガス方式と簡易ガス方式の両者から申請が出ていると、そういうときには政府はどういふうにこれに對処されるのですか。

○政府委員(馬場一也君) これはまだガス事業法が改正になっておりません。現行法の状況におきまして、そういう場合にどうするかという御質問であらうかと思ひますが、現在の法律では、つまり簡易ガス事業なるものにつきましてまだ規制がございせんので、そのときには固まり、あるいはガス事業法上どういふことではないかと、そこに行こうとする都市ガス事業者と簡易ガス事業者との間、あるいはそこにできます団地の方々が一体どちらを希望されるかと、こういうことで判断をしていくよりほかにしようがないだろうと、かように思ひます。ただ、もう一つ問題がございまして、われわれといたしまして、そういう法律ベースではございせんが、これも午前中申し上げましたように、一千戸をこえるというようなかなり大規模な団地ということになります。もし一千戸をこえる大きな団地、あるいはそういうものに供給するケースといたしましては、むしろ簡易ガス方式と申しますより、できれば都市ガス方式のほうがメリットがあるのではなからうかという判断をいたしております。いま法律的にどういふわけにはまいりませんが、われわれの行政指導の方針といたしましては、そういう大きな千戸以上という事業に對しては、どちらをとるべきかということで、もしその地域のの方々が判断を求められますならば、それは都

市ガス事業になじむのではないかと、ことを申し上げたい、かように思っております。

○須藤五郎君 具体的な例でお尋ねしますが、東京瓦斯の供給区域である立川で、こういうことが起きています。七、八年前に千三百戸くらいの大山都営団地というものができました。そのときに都市ガスの要求が非常に強かったのですが、都市ガスがでず全部プロパンガスになってしまつたわけですね。その後、立川市に四千戸から五千戸からあるけやき台団地ができたわけですね。これは非常に大きいから都市ガスが入ってきたわけですね。そうしていま立川市に千三百戸くらいの砂川都営団地が計画され、さらに東京瓦斯の導管のある地域の相当大きな団地計画が同じように並行して進められておるわけですね。これらの団地計画は、戸数にして全部で数千戸という大きなもので、東京瓦斯はこれに向けて導管を布設する予定である、こういうふうな関係にございまして、東京瓦斯は同じ供給区域であるにも関わらず、前の千三百戸の大山都営団地へは導管を布設しない。数千戸の大きなけやき台団地や、計画中の幾つかの団地へはガスを引くとしておる。千戸ではないが数千戸なら引くんだ。しかも大山団地は砂川団地よりもっと立川の市街地に近いところにあるわけですね。問題は非常につきりしておると私は思ひます。東京瓦斯の方針は、公益事業だ公益事業だと言ひながら、公益性よりも収益性を重んじている、こういうことになるのではないでしようか。相当大きな団地ができて、もうだいたいうぶこは収益性があるということになると、そこまで引っぱっていつてそこへ供給する、こういう現実を局長はどういふうに考えていらつしやるのですか。

○政府委員(馬場一也君) 先生おっしゃいました都営大山団地は、昭和三十六年から三十八年ぐらいまでの間に逐次建設されたというふうな聞いておるわけでございます。この団地には、もちろん立川市でございまして東京瓦斯の区域内でございまして、当時この団地に對しては、東京瓦斯が入りませんが、いわゆる一本売りのボンベ供給ということでこの団地の大半の需要がまかなわれておつた状況でございます。どうしてこの当時この地域に東京瓦斯が供給をできなかったのうかというその原因でございまして、これにつきましては、この団地は東京都の団地でございまして、当時建設主体であります都のほうから東京瓦斯に對しましてガスを引く申し込みがなかったというふうな関係にございまして、それから、かりに東京都がどうしてそれじゃ申し込まれなかったのうかというところであります。それから、その当時の主要な導管がまだそこで行つておりませんで、もしその団地にガスを供給することにしたとしますと、おそろく相当の工事負担金がかつたはずでございまして、その当時のガス供給源からは、大体導管布設に七キロメートルぐらいあつたというのでございまして、相当工事負担金がかさむというので、ガスの申し込みが現実になく、東京ガスもそこで入れなかった。こういう状況であるように聞いております。

一方、最近に至りまして、ことしから同じ立川市に砂川団地という千三百戸の計画が、これは都でございまして、それからそれに至りますまでの間に、相当住宅公団の幾つかの団地計画があるわけでございます。一方、その間に東京瓦斯といたしましては、立川市に對する導管の延びが相当ございまして、現在の状況におきましては、これらのこれから逐次できてまいります大きな団地に對しまして、大山団地当時のような大きな工事負担金を取らなくても十分東京瓦斯として供給し得るというような態勢が現にできてまいりましたので、この砂川団地につきましても、東京瓦斯はこの団地に對して都市ガスを供給したいという希望を持っております。○須藤五郎君 あなたの答弁ではつきりしたのですが、やはり東京瓦斯が、公益事業だ公益事業だと言つておりながら、やはりそれは公益事業な

ら多少採算が取れなくてもそこへ行くべきだと私は思うのですが、やはり公益事業と言いつつながら実際は収益事業だ、こういうことがはつきり私は言えると思うのです。私たちも何も採算は度外視してやれとまで、そこまで言うんじゃないんです。言うんじゃないけれども、ある場合には採算を抜きにしてもやらなきゃならぬ。これが私は公益事業の本質だと思ふのです。ところがいま局長の話聞いてみると、全然そういうことではない。公益事業だと言っても公益的な面は抜けてしまつて、もう単なる収益事業にすぎないのだ、こういうことがはつきりするのです。だから私は東京瓦斯に対する認識を改めますよ。公益事業じゃないというふうにはつきりこの際確認しておかなければならない、こういうふうに思ふのです。それで、もし供給区域外であつても供給区域に近いところは何千戸という大きな団地があるとか、あるいはそのような団地ができる計画が立てられたときには、都市ガスは第八條の供給区域等の変更を行なつて、そしてそれも全部自分のほうへ抱き込んでいこうと、こういうことができることになつていきます。これももうほんとに自分かつてなわがまま千万なガス独占事業の性格をむき出しにしておると思うのです。そうじゃないですか。そういうことをいままでもどんとやつてきておる。団地などその収益性の高い地域は、供給区域の変更、これは通産省に願ひ出ればすぐできることなんですよ。そういうことでどんだん供給区域に入れていくのです。そうすると、そのボンベ売りのLPガス業者はみんなそこからおつぱり出されていく、こういうことになる。ますますLPガスの零細企業は非常な困難を来たさなければならぬ、こういうことになると思ひますよ。事実そうなつておるのです。それに対して政府は何ら責任を感じていないように私は思ふのです。立川市の場合を見ましても、これまで役割りを果たしてきたその中小零細のプロパン屋さんの受ける打撃は、私は非常に大きいと思ふのです。一方で、既得権を持つている簡易ガス事業

は都市ガスと補償の話をするというのに、他方で多数の中小零細企業はそういうことじゃなしにほつちやらかされていく、これでは私は片手落ちではなからうかと思ひます。これら中小零細企業の既得権を尊重して、被害補償は東京瓦斯と話し合つて解決するという形で処置すべきではないかと思ひますが、どうですか。

○政府委員(馬場一也君) 御質問の中にいろんな論点がございますので、順次お答えしたいと思ひますが、先ほど私実情を御説明いたしましたときに、その当初でございました古い大山団地に対して東京瓦斯が行かなかつた理由、これは先ほど申しましたように、その当時も大山団地に都市ガスを供給するというにいたしますと、導管がまだ七キロメートル先までしか行つておりませんので、大山団地の需用者の方々は相当膨大な工事負担金を負担される。これは工事負担金と申しますのは、需用家の負担の均衡公平をはかるという意味合いから、それぞれ会社が、ガス事業者が一定分までは工事負担金を自分のほうで持ちますけれども、それをこえる工事負担金のかかるようなへんびの地域に対しては各需用家ごとと実費を払つていただくというのが先ほど御説明いたしました十七條にも書いてございますようないわゆる差別的扱いをしない、あるいは適正公平の原則という料金原則からいたしましてやむを得ないわけですから、そこで、当時非常な大きな工事負担金に対して、それならば都市ガスは引けないということに入らなかつたわけでございます。これは決して東京瓦斯がただ収益オンリーでやつておるということには必ずしも当たらないのではないかと思ふわけでございます。

給区域を広げるその分について、広げたいということにつきましては、供給区域を最初にもらいますときと同様に、国の認可が要るわけでございます。それで、もしそういう申請がございましたならば、その供給区域を広げるという広げた区域に対して、都市ガスを供給していくということがメリットがあるかないかということについて、供給区域を与えます最初のときと同様の基準で、必要な場合にはこれを与えるということでございます。から、決して都市ガス事業者が勝手に供給区域を広げるということとはできないたてまえになつておるわけでございます。

とであらうと思ひます。そういうたてまえでやつておられることでございますので、将来都市ガスがそこに延びてまいりました場合に、そこにおります需要者が一本売りを選ぶか、あるいは都市ガスを希望するかという問題にまた相なるわけでございます。

それからもう一点、今度は都市ガス事業者が簡易ガス事業者のいるところにパイプを延ばしていくときには、簡易ガス事業者との間には、いろいろの話し合いを行ない、あるいは協議会等の場にもかかるけれども、いわゆる簡易ガスじゃない、一本売りのものと零細な業者の場合には、それがいいのではないかと御質問であつたらうかと思ひますけれども、これは一本売りのボンベ供給の方々は都市ガスの供給区域の中でその事業をやられます。あるいは都市ガス事業者の供給区域外でやられます。いままでも全く供給区域外でやられる方が外であらうが、いわゆる出入り自由と申しますか、商売をやられるのは完全に自由な立場にあられるわけでございます。簡易ガス事業者は今後法律が改正されますと、一定の地域で事業を始めるときにはそれぞれ法律上の認可が要るわけでございますが、一本売りの場合には、そういう事態はない、こういうことを御了解願ひたいと思ひます。また、そういう一本売りの方が都市ガスの供給区域内、つまり都市ガスが供給区域として持つており、そこに供給責任を持つていられる地域で、都市ガスが来ない間に事業を始められるという場合には、これは供給区域の中で、いづれ都市ガスがそこに来るかもしれぬという状況をお含みの上でお始めになるというこ

とであらうと思ひます。そういうたてまえでやつておられることでございますので、将来都市ガスがそこに延びてまいりました場合に、そこにおります需要者が一本売りを選ぶか、あるいは都市ガスを希望するかという問題にまた相なるわけでございます。

○須藤五郎君 私はいま御質問はやめますが、二、三点問題を出しますから。拡張していく場合ですね、その場合に通産省へ願ひ出るでしょう。そのときに通産省がそれを許さなかつた事例があるならば出して下さい。おそらく通産省へ願ひ出れば、通産省はいやおうなしに即座にそれを許可しておるわけですね。もしも許可しなかつた事例があるならばそれを出して下さい。それから、いまのあなたの話を聞いてみると、全く収益性ですよ、これは。小さいところができて、それを包含していく、それは利益になるから包含していくのであつて、利益にならなければ包含しないですよね。そういうこともあるでしょう。で、先ほど言われたように一割二分の配当をしていられる、東京瓦斯は。それだけの収益を、それだけの利益をあげておりながら、なおそのそばにもとれないと言つて、そういうところには絶対引かないという態度は、これはやっぱ私は正しくないと思ひます。公益性を唱えるならば、多少ある場合には金を出しても、一割二分の配当をしていくくらいは会社ですから、金はたくさんも上げておるはずなんです。やはりそれはやるべきだと、私はそう言ひたいですね。

それから最後に質問しますが、都市ガス事業者は、供給区域内では「みなす」一般ガス事業を行なうことができるわけですね。また供給区域外では、子会社や第二会社をつくつて簡易ガス事業を行なうことが出来るわけですね。収益性から見て、簡易ガス事業者が利益が大きい場合、都市ガス事業者は供給区域内の供給率の向上に投資することには消極的になりまして、簡易ガス事業などに積極的になるおそれはないかどうかということですね。それからもう一つは、簡易ガス事業の系列ですね、資本

とであらうと思ひます。そういうたてまえでやつておられることでございますので、将来都市ガスがそこに延びてまいりました場合に、そこにおります需要者が一本売りを選ぶか、あるいは都市ガスを希望するかという問題にまた相なるわけでございます。

とであらうと思ひます。そういうたてまえでやつておられることでございますので、将来都市ガスがそこに延びてまいりました場合に、そこにおります需要者が一本売りを選ぶか、あるいは都市ガスを希望するかという問題にまた相なるわけでございます。

の内容、それを出してもらいたいのです。というのは、私はある簡易ガスの事業所へ行きまして聞きました。その資本は東京瓦斯から全部入っている、東京瓦斯の資本によっていわゆる簡易ガス事業がやられている。そうして、いつかその辺へ東京瓦斯が太い導管を布設すると、それにひゅつとつないで、すべて東京瓦斯がそれを抱き込んでいくのだ、そういうことがいわれておるわけですが、そのために東京都内にある簡易ガス事業でよろしいから、その系列化と、資本の、何と云いますか、系列化がわかれば、大体資本がどこから出ているかということがわかるわけですが、その資本構成ですね、それを出していただきたい。それで私の質問を終わりますから……。

○政府委員(馬場一也君) 順次お答えを申し上げますが、都市ガスが供給区域を持っております、さらにその区域外に区域を拡張したいという申請をしました場合に、役所として不許可にした例があるかどうかという事例でございますが、これは積極的に不許可というのをいたしませんでも、その供給区域の申請が出てまいりました場合には、その申請を認めるかどうかという基準は、新たに供給区域を与えますときの基準と、先ほど申しましたように全く同一でございますので、われわれとしてはその供給区域を延ばすことに公益事業としての意味合い、必要性というものがなければ許可はいたしません。逆に言うと、そういう情勢を確かめなければ許可はしないということでございます。

それから第二に、先ほどの答えとまあ同じかと思ひますが、収益面のみを見ているではないかというところでございますが、これは先ほど申し上げましたように、工事負担金という制度がございます、非常に都市ガス事業者はいろいろ必要な家から供給の申し込みがありましたときに、正当な事由がなければ供給を拒んではならないと、こういうことでございますから、先ほどの例で申しますと、大山団地からもし需要の申し込みがありまして、その場合にしかじかの工事負担金がか

かる、その工事負担金を払っても都市ガスを引け、こういう申し込みがございすれば、これを拒む筋合いは全くないわけでございます。大山団地の場合には、その工事負担金の額が相当の額に当時としてはのばり、それを踏まえられまして、おそらく大山団地のほうからお申し込みがなかった、こういう事例であろうかと思っております。もしその場合に、大山団地だけではその取るべき工事負担金を徴しない、あるいは非常に割り引きをして、その特定の地区だけ工事をするということ、これは公益事業のたてまえから、その地域だけ不当に、不当にと申しますか、特定の差別的な割り引きをするというところは、先ほどの供給規程の条件からしまして、公益事業として、たとい東京瓦斯がそれをやると申しまして、われわれのほうとしては認めるわけにはまいらないわけでありす。こういう扱いをいたしますと、これは特定の需要者だけを有利に取り扱うことになりすので許されないわけでございます。

それから都市ガスが、今度の法律が改正されたときに、「みなす」一般といひます、自分で簡易ガスをやったり、あるいは子会社によらしたりすることばかりやって、本来の都市ガスの供給義務を怠るのではないか、こういうお話でございますが、これは「みなす」一般事業を、供給区域の中で今度都市ガスが新たに始めようと申します場合には、この改正法にもございすように、それが近き将来に必ず本来の供給方式である本導管供給方式に切りかえる計画があるということ、がまだはつきりしない間は、ただばく然と「みなす」一般をそこで半永久的にやりますという申請は、法律によって許可いたすことはございません。必ず過渡的な措置として認めますので、近き将来確実な本導管の計画のない「みなす」一般事業は認めない方針でございます。そういうふうな法律上なっておりますわけでございます。

それから、もし自分でやるのではなくて子会社という名目で簡易ガスをやって居すわるといふことについてはどうかということでございますが、

これは、子会社といえども別会社でございますから、法律上どうこうというわけにはまいりませんが、われわれとしては、これは改正法後、子会社に自分の供給区域内で簡易ガスを子会社名義でやらせるということについては、行政指導をやりまして、そういうことのないように十分指導をしてまいりつゝでございます。そういうことはやらせないようにいたします。

それから、現状で今度これは東京瓦斯だけに於いて調べておりませんが、七十戸以上の小規模導管供給事業のうち、ガス会社自身がやっているもの、それから自分の子会社をしてやらしめているもの、それからガス会社と関係のないいわゆる独立のLP業者がやっているものがどのくらいあるのかということ、これは東京瓦斯の区域内について特に調べておりませんが、全国的に数字を申し上げますと、先ほど申し上げましたように六百七十五の地点がございすけれども、ガス会社が自分でやっている小規模導管供給事業は、そのうちの九十九でありまして、子会社をしてやらせておるものが百九十八、この二つを合計いたしますと、全体の四四%になりまして、残り三百七十八、全体の五六%がいわゆるLP業者のやつておる小規模導管供給事業である、こういう割合になつております。

○委員長(村上春蔵君) 本法案に対する質疑は、本日はこの程度にとどめます。
速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(村上春蔵君) 速記を起こして。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時五十六分散会

昭和四十五年四月十五日印刷

昭和四十五年四月十六日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局